

行政法講座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政法の全体像を把握することで、地方公務員に必須の法的判断力を高める。

- 行政実例や判例を交えながら、行政法を学びます。
- 行政法関係法規の解釈や運用についての知識を習得します。
- 公務員としての職務遂行能力の向上を図ります。

期日	1 日目	令和 8 年 2 月 1 2 日(木) 10時～16時30分 ※オリエンテーション：9時45分開始			
	2 日目	令和 8 年 2 月 1 3 日(金) 9時30分～16時30分			
	3 日目	令和 8 年 2 月 2 0 日(金) 9時30分～16時30分			
会場	茨城県自治研修所 7 階 7 0 2 研修室（対面形式） 又は Zoomを使用したオンライン形式 からの <u>選択制</u>		講師	岩手県立大学 客員教授 田村 泰俊氏	
対象	一般職員 行政法に関する実務を担当しており、考え方を学びたい といった方			計画 人員	対面研修 1 0 人 オンライン 2 5 人

研修の概要

行政法の考え方について、行政実例や判例を交えながら学習するとともに、行政法関係法規の解釈や運用についての知識を習得し、実務的な職務遂行能力の向上を図ります。

☆当研修は研修所で実施する対面形式又はZoomを使用したオンライン形式からの選択制の研修です。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 オリエンテーション			行政法総論（講義）			
					休憩			
2日目					行政手続法、行政不服審査法（講義）			
					休憩			
3日目					行政事件訴訟法（講義）			閉講
					休憩			

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 枝葉の法令の話ではなく、法の成り立ちや背景、多様な裁判例など、とても興味深い内容でした。
- ・ 実務に沿ったお話が中心で、実際の訴訟についての解説も豊富なため、実務に役立つ考え方が身につけられます。
- ・ 身近な事例を交えて講義していただいたので、総論部分から行政事件訴訟法まで具体的にイメージできました。

■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階

TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031

E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

■交通アクセス

・水戸駅南口から徒歩約10分

・車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)

合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図